

令和元年度 福岡市障がい福祉サービス事業者等説明会

**基準条例・変更届出・業務管理体制
障がい福祉サービス費等支払い審査について**

令和元年6月4日・5日
福岡市保健福祉局障がい福祉課指定指導第1係

目 次

1	福岡市障がい福祉サービス事業の指定基準等の制定等について	1
2	業務管理体制の整備について	8
3	障がい福祉サービス費等支払審査について	11
	(1) 審査内容の拡充等に係るエラーコード一覧	19
	(2) 第二段階（令和元年11月予定）の 移行対象エラーコード（案）一覧	24
	市町村返戻一覧表	30

1 福岡市障がい福祉サービス事業の指定基準等の制定等について

(1) 背景

従来、地方公共団体の自治事務について厚生労働省令等により事務の実施やその方法について基準が定められ、全国一律の基準として適用されてきました。

地域主権改革の一環として、第1次一括法及び第2次一括法が制定されたことにより、義務付け・枠付けの見直し及び条例制定権の拡大等が行われたため、それまで国が定めていた基準を、地方公共団体が条例により定めることとなり、平成25年4月に下記(2)の関係条例を施行しています。

(2) 制定条例 (すべて平成25年4月1日付施行)

- ①福岡市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例
- ②福岡市指定障がい者支援施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例
- ③福岡市障がい福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例
- ④福岡市障がい者支援施設の設備及び運営の基準を定める条例
- ⑤福岡市地域活動支援センターの設備及び運営の基準を定める条例
- ⑥福岡市福祉ホームの設備及び運営の基準を定める条例

※①②について、福岡市独自基準部分等で厚生労働省発出の解釈通知(障発1206001 最終改正平成30年3月30日)が該当しない部分以外は、同解釈通知のとおりとなりますので、ご注意ください。

条例全文は、

「福岡市ホーム」→「健康・医療・福祉」→「福祉・障がい者」→「福祉事業者に関すること」→「事業者向けの情報(障がい福祉サービス, 地域生活支援事業等)」→「事業者向け(障がい福祉サービス等)」→「10障がい関係基準条例」

に掲載していますので、ご参照ください。

(3) 福岡市独自基準について

1 暴力団の排除

全般

※役員，管理者その他従業者，取引先について暴力団を排除する旨の規定を追加。

<現行法令>

規定なし

<基準設置の理由>

福岡市暴力団排除条例に基づき，暴力団を利することとならないよう，事務事業の全般から暴力団を排除する措置を講じる必要があるため。

<規定条文>

○福岡市指定障がい福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営の基準等を定める条例

①（申請者の要件）

第4条 法第36条第3項第1号の条例で定める者は，法人（福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）を役員とするもの及び同条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員と密接な関係を有するものを除く。）とする。ただし，療養介護に係る指定又は病院若しくは診療所により行われる短期入所に係る指定の申請（暴力団員，暴力団員を役員とする団体及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者によるものを除く。）については，この限りでない。

②（暴力団員等の排除）

第44条 指定居宅介護事業所の管理者は，暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならない。

2 指定居宅介護事業所は，その運営について，暴力団，暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者の支配を受けてはならない。

※第44条は，同条例の中で他条文への準用あり。

○福岡市指定障がい者支援施設等の人員，設備及び運営の基準等を定める条例

第4条（①と同趣旨），第62条（②と同趣旨）

○福岡市障がい福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例

第33条（②と同趣旨） ※同条例の中で他条文への準用あり

○福岡市障がい者支援施設の設備及び運営の基準を定める条例

第46条（②と同趣旨）

○福岡市地域活動支援センターの設備及び運営の基準を定める条例

第19条（②と同趣旨）

○福岡市福祉ホームの設備及び運営の基準を定める条例

第17条（②と同趣旨）

2 非常災害対策の具体的計画の強化

全般（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護サービスを除く）

※非常災害対策の具体的計画について、安全確保のための行動手順並びに利用者及び従業者への周知方法等に関する項目を追加。

<現行法令>

非常災害対策の具体的計画として、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制等を規定している。

<基準設置の理由>

平成 23 年 3 月に起きた東日本大震災の教訓を踏まえ、通所施設、入所施設、短期入所施設における実効性の高い非常災害対策を義務付ける。

<規定条文>

○福岡市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例

(非常災害対策)

第 7 3 条 指定療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制並びに安全確保のための行動手順（以下「行動手順等」という。）を整備し、それらを利用者及び従業者に対し定期的に周知する方法を定め、実施しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、行動手順等を、指定療養介護事業所の見やすい場所に掲示しなければならない。

3 指定療養介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行わなければならない。

※同条例の中で他条文への準用あり

○福岡市指定障がい者支援施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例

第 4 9 条

○福岡市障がい福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例

第 8 条 ※同条例の中で他条文への準用あり

○福岡市障がい者支援施設の設備及び運営の基準を定める条例

第 7 条

○福岡市地域活動支援センターの設備及び運営の基準を定める条例

第 4 条

○福岡市福祉ホームの設備及び運営の基準を定める条例

第 5 条

(4) 福岡市独自基準に係る事業者の必要な対応について

①暴力団の排除について

指定、指定更新、役員・管理者の変更があった際に、暴力団排除に関する誓約書を提出していただきます。その際、福岡市が暴力団排除措置を講じるための連携に関する協定書の規定に基づき、福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員に該当しているか否かについて、福岡県警に照会します。

また、事業所の運営に暴力団がかかわっている場合、運営基準違反となり、指定の取消し処分等を行うことがあります。

②非常災害対策の具体的計画の強化について

非常災害対策のため、安全確保のための行動手順を整備していただきます。

また、非常災害に関する具体的計画、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制並びに安全確保のための行動手順を、利用者及び従業員に対し定期的に周知する方法を定めた上で周知していただくとともに、事業所の見やすい場所に掲示していただきます。

さらに、非常災害に備えるため、避難訓練を年 2 回以上行ってください。

厚生労働省発出平成 25 年 2 月 11 日付事務連絡「障害者グループホーム・ケアホームにおける防火安全体制の徹底及び点検について」、厚生労働省発出平成 25 年 2 月 12 日付事務連絡「社会福祉施設等における防火安全体制の徹底について」の事務連絡等の趣旨に従いまして、非常災害対策の適切な実施の点検及び対応等を行うとともに、必要に応じ所轄の消防署・本市住宅都市局担当課へ確認するなどして消防法・建築基準法等の他法遵守に努めてください。

(5) 法改正に伴う定款変更について

指定障がい福祉サービス事業等の人員・設備・運営等の基準を定める条例等の施行のほか、平成 25 年 4 月から「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正されたことにもない、法人の定款に「障害者自立支援法」の記載がある場合、法人の定款を変更する必要があります。

(6) 指定内容等の変更手続きについて

指定された内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に「変更届出書」（規則様式第7号）を提出することが必要です。届出の必要がある事項については、資料「変更届添付書類チェックリスト」をご覧ください。

※下記の場合は変更予定日の属する月の前月の1日までに届出を行ってください。

- ・事業所（施設）の名称、所在地（設置の場所）の変更
- ・（施設の）定員の増減（定員の減は、算定される単位数が増えるものに限る）、共同生活住居の増

【提出する書類】

- ①変更届出書（規則様式第7号）
- ②添付書類（資料「変更届添付書類チェックリスト」を参考にしてください）

○介護給付費等算定体制（加算関係）の変更手続きについて

受理された介護給付費等算定体制（加算関係）を変更しようとする場合は、次の書類により、その変更に係る事項について届け出ることが必要です。

【提出する書類】

- ①介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
 - ②介護給付費等の額の算定に係る体制等状況一覧表
 - ③各種加算に係る届出書及び添付書類
- ※①及び②については、体制が変更される場合に提出してください。

（体制が変更される場合）

- ・事業所等の定員数が変更となる場合
- ・共同生活援助事業所の共同生活住居が変更となる場合 等

【届出に係る加算等の算定の開始時期】

該当する体制等（新規に算定する場合及び算定される単位数が増えるものに限る）については、原則として、毎月15日までに届出された場合には翌月の1日から、16日以降に届出された場合には、翌々月の1日から算定されることとなりますので、体制等に変更が生じる場合には速やかに届け出てください。

ただし、前年度の実績に基づき算定するもの（生活介護の人員配置体制加算等）につきましては、通常の加算の提出期限である前月の15日までの提出ができませんので、変更・新規の届出がある場合は、年度初めの4月15日までに届け出てください。

変更届添付書類チェックリスト

変更届(様式第7号)に下表の書類を添付してください。

番号	変更の届出を要する事項	必要な添付書類(変更後のもの)	備考
1	事業所(施設)の名称	<input type="checkbox"/> 運営規程	
2	事業所(施設)の所在地(設置の場所)	<input type="checkbox"/> 運営規程 <input type="checkbox"/> 事業所・施設の平面図, 写真(参考様式3) <input type="checkbox"/> 居室面積等一覧表(参考様式4) <input type="checkbox"/> 事業所の設備・備品等一覧表(参考様式6) <input type="checkbox"/> 建物の登記簿謄本又は建物賃貸借契約書の写し	施設入所支援等の場合のみ
3	申請者(設置者)の名称	<input type="checkbox"/> 定款 <input type="checkbox"/> 登記簿の謄本(履歴事項全部証明書) <input type="checkbox"/> 運営規定	原本証明すること 原本を提出すること
4	主たる事務所の所在地	<input type="checkbox"/> 定款 <input type="checkbox"/> 登記簿の謄本(履歴事項全部証明書)	原本証明すること 原本を提出すること
5	代表者の氏名, 生年月日, 住所及び職名	<input type="checkbox"/> 登記簿の謄本(履歴事項全部証明書) <input type="checkbox"/> 法第36条誓約書(参考様式14) <input type="checkbox"/> 暴力団排除に関する誓約書兼役員等名簿(参考様式15)	原本を提出すること 両面印刷すること
6	定款・寄付行為等及びその登記簿の謄本又は条例等	<input type="checkbox"/> 定款 <input type="checkbox"/> 登記簿の謄本(履歴事項全部証明書)	当該指定に係る事業に関するものに限る
7	事業所(施設)の平面図及び設備の概要	<input type="checkbox"/> 事業所・施設の平面図(参考様式3) <input type="checkbox"/> 居室面積等一覧表(参考様式4) <input type="checkbox"/> 事業所の設備・備品等一覧表(参考様式6) <input type="checkbox"/> 建物の登記簿謄本又は建物賃貸借契約書の写し	施設入所支援等の場合のみ 登記簿謄本は原本を提出すること
8	事業所(施設)の管理者の氏名, 生年月日, 住所及び経歴	<input type="checkbox"/> 管理者の経歴書(参考様式7) <input type="checkbox"/> 暴力団排除に関する誓約書兼役員等名簿(参考様式15)	両面印刷すること
9	事業所のサービス提供責任者の氏名, 生年月日, 住所及び経歴(在宅サービスののみ)	<input type="checkbox"/> サービス提供責任者の経歴書(参考様式7) <input type="checkbox"/> 資格証明書の写し, 研修修了証の写し <input type="checkbox"/> 実務経験証明書(参考様式8), 従事日数内訳書(参考様式10) <input type="checkbox"/> 勤務形態一覧表(算定体制届出—別添29)	実務経験を要する資格の場合のみ サービス提供責任者の人数に増減がある場合のみ
10	事業所のサービス管理責任者の氏名, 生年月日, 住所及び経歴(入所・通所サービスののみ)	<input type="checkbox"/> サービス管理責任者の経歴書(参考様式7) <input type="checkbox"/> 資格証明書の写し, 研修修了証の写し <input type="checkbox"/> 実務経験証明書(参考様式8) <input type="checkbox"/> サービス管理責任者用 実務経験年数集計表(参考様式9)	必要時 必要時 必要時
11	相談支援専門員の氏名, 生年月日, 住所及び経歴	<input type="checkbox"/> 相談支援専門員の経歴書(参考様式7) <input type="checkbox"/> 資格証明書の写し, 研修修了証の写し <input type="checkbox"/> 実務経験証明書(参考様式8), 従事日数内訳書(参考様式10) <input type="checkbox"/> 勤務形態一覧表(算定体制届出—別添29) <input type="checkbox"/> 相談支援事業所の指定に係る記載事項(付表13もしくは付表14)	
12	主たる対象者	<input type="checkbox"/> 運営規程 <input type="checkbox"/> 主たる対象者を特定する理由等(参考様式16)	特定する場合のみ
13	運営規程	<input type="checkbox"/> 運営規程 <input type="checkbox"/> 組織体制図(参考様式2) <input type="checkbox"/> 勤務形態一覧表(算定体制届出—別添29)	新旧対照表を添付のこと 定員変更に伴い, 従業者の配置変更などがある場合
14	介護給付費等の請求に関する事項	<input type="checkbox"/> 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書	各種加算の算定に変更がある場合
15	役員の氏名, 生年月日及び住所	<input type="checkbox"/> 登記簿の謄本(履歴事項全部証明書) <input type="checkbox"/> 暴力団排除に関する誓約書兼役員等名簿(参考様式15)	原本を提出すること 役員等名簿は全役員及び管理者を記載すること。押印は新たに役員等となった者についてのみとし, 既に役員等として報告済みの者については, 既提出済の役員等名簿の写しを添付することでも可
16	事業所の種別(併設型・空床型・単独型の別)	<input type="checkbox"/> 運営規程	短期入所ののみ
17	併設型における利用者の推定数又は空床型・単独型における当該施設の入所者の定員	<input type="checkbox"/> 運営規程	短期入所ののみ
18	協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容	<input type="checkbox"/> 協力医療機関との契約の内容(参考様式12)	
19	障がい者支援施設等との連携体制及び支援の体制の概要	<input type="checkbox"/> 指定障害者支援施設等との連携体制及び支援の体制の概要(参考様式13)	共同生活援助のみ
20	当該申請に係る事業の開始予定年月日		
21	併設する施設がある場合の当該併設施設の概要	<input type="checkbox"/> 併設施設の変更が分かる書類	障がい者支援施設のみ
22	同一敷地内にある入所施設及び病院の概要	<input type="checkbox"/> 入所施設及び病院の変更が分かる書類	地域移行型ホームのみ
※	事業所のメールアドレス, TEL・FAX番号	<input type="checkbox"/> 連絡送信先電子メールアドレス登録票(参考様式20)	変更届出書(様式第7号)変更前, 変更後にそれぞれの変更内容を記載すること

※上記書類の他, 必要に応じて別途書類の提出を求める場合があります。

※該当する番号を丸で囲み, 確認欄に赤字でチェックを入れてください。

変更指定申請添付書類チェックリスト

	必要な書類(変更後のもの)	備考
生活介護, 就労継続支援A型, 就労継続支援B型の定員増(法第37条関係), 施設入所支援(法第39条関係)の定員増	<input type="checkbox"/> 変更指定申請書(様式第4号)	
	<input type="checkbox"/> 付表3, 3-2, 7, 11又は, 11-2	変更指定申請する事業以外の事業の付表も「参考」と明記の上添付すること
	<input type="checkbox"/> 事業所・施設の平面図(参考様式3)	
	<input type="checkbox"/> 事業所の設備・備品等一覧表(参考様式6)	
	<input type="checkbox"/> 居室面積等一覧表(参考様式4)	施設入所支援の場合
	<input type="checkbox"/> 建物の登記簿謄本又は建物賃貸借契約書の写し	
	<input type="checkbox"/> 勤務形態一覧表(別添29)	変更指定申請する事業以外の事業の付表も「参考」と明記の上添付すること
	<input type="checkbox"/> 組織体制図(参考様式2)	
	<input type="checkbox"/> 運営規程	
	<input type="checkbox"/> 主たる対象者を特定する理由等(参考様式16)	必要時
<input type="checkbox"/> 収支予算書(参考様式19)	変更申請に係る事業分のみ	
<input type="checkbox"/> 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書	各種加算の算定に変更がある場合	

※上記書類の他, 必要に応じて別途書類の提出を求める場合があります。

※確認欄に赤字でチェックを入れてください。

※平成 30 年度は, 「介護給付費等算定に係る体制に関する届出」「介護給付費等体制状況一覧」などが変更されています。最新版は, 下記の福岡市ホームページ等からダウンロードしてください。

変更届に係る各種様式は,

「福岡市ホーム」→「健康・医療・福祉」→「福祉・障がい者」→「福祉事業者に関すること」→「事業者向けの情報(障がい福祉サービス, 地域生活支援事業等)」→「事業者向け(障がい福祉サービス等)」→「指定関係(申請・変更)」→「3 変更届出・変更指定申請・廃止届出・休止届出について」

に掲載していますので, ご参照ください。

2 業務管理体制の整備について

障害者自立支援法等の一部改正法の施行に伴い、平成 24 年 4 月 1 日から、障がい福祉サービス事業者等による適正なサービスの提供を確保するため、法令遵守等の業務管理体制の整備の義務づけ及び障がい福祉サービス事業者に対する立入検査権が創設されました。

障がい福祉サービス事業者等が整備すべき業務管理体制は、指定を受けている事業所または施設等の数に応じて定められており、また、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届けることとされ、事業所名、所在地等を変更した場合は、変更の届出を行っていただくこととなっています。

平成 27 年 4 月 1 日から、届出先が変更となっていますので、ご確認をお願いします。ただし、平成 27 年 4 月 1 日以前にすでに厚生労働省若しくは福岡県等に届出をしている事業者等については、届出内容に変更がない場合は、届出先が変わることに伴って新たな届出をする必要はありません。

なお、今後は、業務管理体制の整備状況及びその届出状況等が適切に行われているかの検査も実施して行く予定としております。この機会に、業務管理体制の整備状況及びその届出状況を今一度ご確認いただき、届出を行っていない場合は新規の届出、届出内容に変更がある場合は変更届を提出、区分変更の場合は新旧届出先への届出を行ってください。

<整備と届出が義務づけられる事業者の種類>

- ・指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい者支援施設
- ・指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者

<業務管理体制の整備内容>

	法令遵守責任者の選任（注 1）	法令遵守規程の整備（注 2）	業務執行の状況の監査を定期的に実施（注 3）
事業所等の数が 20 未満の事業者等	必要	不要	不要
事業所等の数が 20 以上 100 未満の事業者等	必要	必要	不要
事業所等の数が 100 以上の事業者等	必要	必要	必要

（注 1）法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者

（注 2）業務が法令に適合することを確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載した規程

（注 3）外部監査など

<事業所の数え方について>

- ・事業所等の数は、その指定を受けたサービス種別ごとに1つと数えます。
 - ・事業所番号が同一でも、サービス種類が異なる場合は、異なる事業所として数えます。
- ※例えば、同一の事業所で、居宅介護事業所と重度訪問介護事業所の指定を受けている場合、指定を受けている事業所は2つとなります。

<届出書の内容>

	届出事項
全ての事業者等	事業者等の名称、住所（主たる事務所の所在地）、連絡先、法人の種別
	事業者等の 代表者の職名、氏名、生年月日、住所、事業所の名称及び所在地等
	「法令遵守責任者」（注1）の氏名、生年月日
事業所等の数が 20以上の事業者等	上記に加え「法令遵守規程」（注2）の概要
事業所等の数が 100以上の事業者等	上記に加え「業務執行の状況の監査の方法」（注3）の概要

<届出書の届出先>

事業所等の所在地によって決まります。（法人の主たる事務所の所在地ではないので注意してください。）

事業所等の区分	届出先
全ての事業所等が福岡市内に所在する事業者	福岡市
事業者等が〔福岡市内〕と〔福岡市外（県内）〕に所在する事業者	福岡県
事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者〔福岡市内〕と〔福岡県外〕	厚生労働省本省（社会・援護局障害保健福祉部企画課監査指導室）

<届出様式>

様式は、福岡市ホームページに掲載（「福岡市ホーム」→「健康・医療・福祉」→「福祉・障がい者」→「福祉事業者に関すること」→「事業者向けの情報（障がい福祉サービス，地域生活支援事業等）」→「11 業務管理体制の届出」）

指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい者支援施設	新規届出（整備）および事業所等の区分変更 【法第 51 条の 2 第 2 項または第 4 項関係】	様式第 12 号
	届出事項の変更 【法第 51 条の 2 第 3 項】	様式第 13 号
指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者	新規届出（整備）および事業所等の区分変更 【法第 51 条の 31 第 2 項又は第 4 項関係】	様式第 14 号
	届出事項の変更 【法第 51 条の 31 第 3 項】	様式第 15 号

（注 1）市から事業所等の指定を受け，新たに業務管理体制を整備した場合は，「様式第 1 2 号または第 1 4 号（整備）」の届出を行ってください。

（注 2）事業所等の指定，廃止等により，届出先が変わる場合は，変更前と変更後の両方の行政機関に，「様式第 1 2 号または第 1 4（区分変更）」の届出を行ってください。

3 障がい福祉サービス費等支払審査について

審査支払事務については、平成 30 年度の改正障害者総合支援法に基づき、福岡県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」）審査の内容の充実等の見直しが行われております。

（１）障がい福祉サービス費等支払にかかる判定レベルについて

請求の返戻には、国保連で返戻になる場合と市町村審査で返戻になる場合があります。

平成 30 年度から令和 2 年度の 3 か年をかけて、警告からエラーへの移行、新規点検項目の追加等が行われます。平成 31 年度の警告からエラーへの移行は、令和元年 11 月請求分（10 月サービス提供分）から実施されますので、令和元年 5 月請求分（4 月サービス提供分）～10 月請求分（9 月サービス提供分）までの一次審査処理結果票の内容については、これまで以上にしっかりとご確認いただき、エラー、警告（★が表示されているエラー移行分）の発生原因を解消してください。

判定レベル	事業所への支払対象	国保連より月末に送付の記載対象帳票	備考	
①エラー	× (国保連返戻)	返戻等一覧表	従前と同じ	
警告	②令和元年 11 月請求分 (10 月サービス提供分) より「エラー」に移行	△※ 令和元年 11 月請求分 (10 月サービス提供分) より×	一次審査処理結果票 エラー内容記載欄に 「★」表示	新規追加
	③上記以外の警告	△※	一次審査処理結果票 エラー内容記載欄に 「※」表示	従前と同じ
④警告（重度）	△※	一次審査処理結果票 エラー内容記載欄に 「▲」表示	新規追加	
⑤正常	○	—	従前と同じ	

※△は、国保連では支払い対象だが、市町村審査で返戻可否を判断する。

(2) 国保連合会による返戻

①エラー（国保連返戻）

国保連が行う一次審査で返戻可否が決定します。主に、受給者台帳や事業者台帳と請求コードの関連で発生するエラーがあります。

<受給者台帳関連の例>

エラーコード	内部コード	解説
EG02	資格: 受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の認定情報が登録されていません	※1 受給者番号
EG20	資格: 受給者台帳で受給資格を喪失している受給者です	
EG03	資格: 受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の支給決定情報が登録されていません	※2 支給決定内容
EG13	資格: 受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の支給決定情報が登録されていません	
EG17	資格: 上限額管理対象外の受給者です	※3 上限額管理事業所
EG09	資格: 受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の利用者負担上限額管理情報が登録されていません	
EG05	資格: 請求情報の上限額管理事業所番号が受給者台帳の「利用者負担上限額情報・上限額管理事業所番号」と一致していません	
EG41	資格: 受給者台帳の食事提供加算情報の「食事提供加算対象者有無」が「無し」のため、食事提供加算は算定できません	※4 食事提供加算と補足給付
EG42	資格: 食事提供加算適用有効期間外のため、食事提供加算は算定できません	
EG51	資格: 受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の補足給付情報が登録されていません	

※1: 受給者番号

一人のサービス利用者が障がい福祉サービスと地域生活支援を併給している場合、それぞれ異なる受給者番号を持ちます。地域生活支援の受給者番号で障がい福祉サービス費を請求するとエラーになり、障がいサービスの受給者番号で地域生活支援の請求をしてもエラーになります。

- ・障がい福祉サービスの受給者番号・・・上2桁が11（障がい児は12）
- ・地域生活支援の受給者番号・・・上2桁が31（障がい児は32）

※障がい児が18歳に到達すると障がい者の受給者番号に変わります。

同様に同一事業所が障がい福祉サービスと地域生活支援を行っている場合、それぞれ異なる事業所番号を持ちます。

- ・障がい福祉サービスの事業所・・・上3桁が401, 402, 403, 404

・地域生活支援の事業所番号・・・・・・・・上3桁が406
受給者番号と事業所番号の組み合わせに注意してください。

※2：支給決定内容

受給者証2ページの支給決定内容で確認してください。年度の途中で支給量が変更になることもありますので、7ページの「支給量変更記載欄」も毎月必ず確認してください。利用者の方が区役所から送られる通知書のシールを張り忘れられている場合もありますので、口頭での確認もお願いします。

障がい福祉サービスの請求サービスコード誤りで、基本報酬のサービスコードと決定サービスコードが食い違う場合に発生します。

(例示)

- ・通院介助 : 「身体介護を伴う場合 (113000)」と「身体介護を伴わない場合 (114000)」
- ・同行援護 : 「身体介護を伴う場合 (151000)」と「身体介護を伴わない場合 (152000)」
「基本決定 (153000)」(H30.4.1以降)
- ・短期入所等 : 「障がい者」と「障がい児」での請求コードの誤り
- ・移動支援 : 「身体型 (013000)」と「非身体型 (017000)」
- ・日中一時支援 : 「障がい者」と「障がい児」での請求コードの誤り
「単価区分」の誤りでの請求コードの違いの誤り

※3：上限額管理事業所

障がい福祉サービスの利用者負担については、利用者の負担の軽減を図るため、利用者の状況に応じて負担上限月額を設けています。利用者は負担上限月額を越えて利用者負担を支払う必要はありません。このため利用者が複数の事業所からサービス提供を受けた場合、上限額管理(利用者負担上限月額=0(ゼロ)の利用者を除く)が必要となります。

- ・上限額管理事業所と認定されるには、利用者の区への申請が必要です。遡っての申請はできません。上限額管理届けは区へ提出してください。
- ・所得区分は変更になることがあります。利用者負担上限月額=0(ゼロ)になった利用者は上限額管理が無しになります。
- ・上限額管理事業所のみがサービスを行った月は、上限額管理加算を請求できません。請求明細書の上限額管理欄は空白にし、上限額管理結果票は送付しません。

※兄弟児の2人の上限額管理を行った場合で上限額管理事業所のみがサービスを行っている場合も、上限額管理加算については請求できませんが、上限額管理結果票は福岡市(障がい福祉課)に送付する必要がありますので注意してください。

※4：食事提供体制加算と補足給付費

どちらにも一定の要件があります。また、同一期間にこの二つが付くことはありません。途中で施設を入所・退所した場合は、特に注意してください。

＜事業者台帳関連の例＞

エラーコード	内部コード	解説
EE24	受付:「単位数単価」が事業所台帳の登録内容に基づく値と一致していません	地域区分の誤り
EE20	受付:「地域区分」が事業所台帳の登録内容と一致していません	
PS93	受付:事業所台帳の「食事提供体制加算の有無」が「無し」のため、食事提供加算は算定できません	加算の誤り
PA05	受付:事業所台帳の「食事提供体制加算の有無」が「無し」のため、食事提供加算は算定できません	
PA76	受付:事業所台帳の「就労支援関係研修修了加算の有無」が「無し」のため、就労支援関係研修修了加算は算定できません	
PA68	受付:事業所台帳の「特定事業所加算区分」、または「相談支援特定事業所加算の有無」の登録内容に該当する請求ではありません	

※事業所台帳関連のエラーは、国保連の事業所台帳の誤りまたは請求明細に誤りがある場合に発生します。エラーの原因が「請求誤り」にある場合は、該当する事業所に福岡市から連絡し、請求の差し替えの有無を確認します。

※平成30年5月から、エラーの発生原因を特定しやすくするため、国保連に登録されている事業所台帳情報（自身の事業所台帳情報のみ）を電子請求受付システム（事業所向けのインターネットのサイト）から参照できるようになっています。請求誤りを避けるため、また台帳誤りを早期に是正するために、ご確認をお願いします。

②審査内容の拡充等にかかるエラー（返戻）への移行

P19～23「（1）審査内容の拡充等に係るエラーコード一覧」については、令和元年5月（4月サービス提供分）より新たに追加となったエラーコードです。エラー内容記載欄に「★」がついたものについては、令和元年11月（10月サービス提供分）よりエラー（返戻）となります。

また、P24～29「（2）第二段階（令和元年11月予定）の移行対象エラーコード（案）一覧」を掲載しており、こちらに記載のあるエラーコードについては、令和元年11月（10月サービス提供分）より全てエラー（返戻）となります。

エラー移行前までに、「★」警告の発生原因を特定し、解消しておく必要があります。

(3) 市町村審査による返戻

福岡市が2次審査を行い、返戻可否を判定します。

「返戻等一覧表」には、「SH05：市町村審査により返戻」と記載されます。平成30年5月受付分から「返戻等一覧表」に返戻理由を詳細に記載することが可能となりましたので、5月受付分から一部記載しております。返戻理由を問い合わせる際は、「返戻等一覧表」の返戻理由、「一次審査結果票」の警告内容等をご確認の上、お問い合わせ下さい。

③警告

一次審査処理結果票のエラー内容記載欄に「※」がついたものとなります。

【市町村審査で返戻となる主な警告等】

P30～31の一覧表のとおり

【主な注意点】

○上限額管理対象外受給者の利用者負担額のチェック (PQ20)

上限額管理対象外の受給者に対して、複数事業所を利用している場合、利用者負担上限額を超えていないことをチェックします。利用者から徴収する負担額の増減にかかわるため、市町村審査及びその後の再請求については、下記の手順にて行うこととします。

(対応方法)

- ・この警告が出た場合は、全事業所の明細を一度返戻します。
- ・当該受給者については、直ちに上限額管理事務依頼書の届出を区役所に行い、上限管理事業所を決定して下さい。
- ・返戻された明細書の再請求の方法については、必ず、福岡市（障がい福祉課）までお問い合わせください。連絡なしに再請求された場合は、再度返戻となります。

○上限額管理結果票と請求明細書の不一致による返戻について

以下の各項目は各事業所の請求明細書と上限額管理結果票とで一致していません。

各事業所の請求明細書		上限額管理結果票
上限額管理事業所	=	管理事業所
管理結果	=	利用者負担上限額管理結果
管理結果額	=	管理結果後利用者負担額
総費用額	=	総費用額
上限月額調整 (①, ②の少ない方)	=	利用者負担額
決定後利用者負担額	=	管理結果後利用者負担額

(対応方法)

- ・各項目の不一致で返戻になった場合、該当サービス事業所と上限額管理事業所が返戻になります。利用者負担額が変更になると思われる場合は、全事業所に返戻します。請求明細書と上限額管理結果票を正しく修正して、再請求してください。
- ・上限額管理結果票に存在しない事業所の明細書がある場合は、当該受給者に係る全ての明細を返戻します。翌月に上限額管理から漏れていた事業所も含めて、再度上限額

管理をやり直し、請求してください。

※請求が通った後に上限額管理を行っている利用者の請求内容に修正が生じた場合、上限額管理事業所は自事業所の請求に変更がなくとも上限額管理結果票を送付する必要があります。詳細については、次の「(4) 過誤申立について」をご覧ください。

④警告（重度）

平成 30 年度から、新たに警告のうち、市町村により重点的に審査すべき警告とされたものです。一次審査処理結果票のエラー内容記載欄に「▲」がついたものとなります。

⑤福岡市の追加審査について

○実績記録票と請求明細の突合による請求金額チェック

訪問系サービスで実績記録票から算定した単位数と明細書の請求単位数の差が大きいものに対しては、市町村審査で返戻します。一部、国保連警告の内容に含まれるようになりましたが、主に「20 分未満のサービス提供時間の切り捨て(家事援助除く)」、「同一サービス類型でサービス提供間隔が 2 時間未満の場合は、前後のサービスと合わせて 1 回と算定すること（重度訪問介護・行動援護除く）」、「重度訪問介護の算定時間」についての間違いが多数散見されています。

○同一受給者へのサービスの重複提供チェック

市町村審査期間中に重複している両事業所に事実確認の依頼を行い、誤っている請求については、市町村審査で返戻します。

同一受給者へのサービスの重複は、期日や時間の入力を正確に行っていないために、数多く発生しています。市では、どちらの事業所が間違えているか判別がつかないため、重複先の事業所にも書類の確認や提出をお願いすることになりますので、サービス提供日、サービス開始時間や終了時間の入力は正確に行ってください。

特に、日中活動系事業所の報酬は提供時間ではなく回数により算定されるため、実績記録票のサービス提供時間が実際の提供時間と異なっているケースが散見されます。そのため、生活介護から帰宅後の居宅介護サービスなどのケースにおいて多数の重複提供が抽出されますので、実際の提供時間の記載の徹底をお願いします。

※平成 30 年 4 月から、実績記録票の様式変更も行われています。

実績記録票の変更点、実績記録票の具体的な記載方法については下記のサイトも参考にしてください。

厚生労働省：報酬算定構造・サービスコード表等 平成 30 年 4 月施行分
[<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000174644.html>]

(4) 過誤申立について

①過誤申立が必要な場合

- ・ 請求が審査を通りサービス費の支払いが済んでいる請求について、請求をやり直す場合
 - ・ 国保連返戻で「基本情報が重複しています」というエラーは、過誤申立をせずに再請求を行ったことを示しています。このエラーで返戻になった場合、過誤申立が必要
- ※「基本情報が重複しています」以外のエラーで返戻となった請求はまだ審査を通過していませんので、過誤申立は必要ありません。エラー箇所を修正して再請求してください。

②過誤申立書の提出先及び期限

- ・ 過誤申立書の提出先
福岡市保健福祉局障がい福祉課（〒810-8620 福岡市中央区天神 1-8-1）
- ・ 過誤申立書の提出期限等
毎月請求の前月末までに福岡市に郵送してください。(7月に再請求する場合は6月中に過誤申立する)。
※月末までに過誤申立書を提出した場合、確実に提出した翌月に当該請求を行ってください。請求が翌月に行われなかった場合、自立支援給付費の返還を行っていただく必要があります。
※複数の申立を行う場合は、利用者の受給者番号順に記載してください。また、一人の利用者について複数月の申し立てを行う場合、備考欄に「○年○月分～△年△月分」と記載していただきますようお願いいたします。
※申立件数が多い時は分割していただくようお願いいたします。なお、福岡市からの特別な指示がない限り、過誤申立書に実績記録票の添付は不要です。
※過誤対象の金額が大きい場合、請求金額より過誤で返還する金額のほうが上回り、事務処理期限を過ぎた後に、過誤を取り下げたい旨のご相談があります。過誤申立てをされる際は、翌月請求金額と過誤で返金する金額について、事前にご確認いただきますようお願いいたします。

③過誤申立書の様式番号と申立事由

事業所番号 頭3桁	様式 番号	明細書の種類	申立 事由
401	10	介護給付費・訓練等給付費等明細書（様式第二）	02
402	11	介護給付費・訓練等給付費等明細書（様式第三）	02
403	12	地域相談支援給付費明細書（様式第五）	02
	20	サービス利用作成費請求書（様式第四）	02
	21	計画相談支援給付費請求書（様式第四）	02
404	30	特例介護給付費・特例訓練等給付費等明細書（様式第六）	02
	31	特例計画相談支援給付費請求書（様式第十）	02
406	50	地域生活支援事業所明細書	02

※過誤申立書のダウンロード

「福岡市 ホーム」→「健康・医療・福祉」→「福祉・障がい者」→「福祉事業者に関する
こと」→「事業者向けの情報（障がい福祉サービス、地域生活支援事業等）」→「4 様式」
に記載例とともに掲載していますので、ご活用ください。

なお、国保連合会の簡易請求システムからもダウンロードできます。電子受付システムにロ
グインし、「お知らせ・・・2012.05.23」をクリックして、ダウンロードしてください。

④上限額管理のある利用者の過誤申立の注意事項

A事業所とB事業所からサービス提供を受けている利用者がいるとします。A事業所が上限
額管理事業所であると仮定した場合

例1) A事業所に総費用額の変更が生じたが、利用者負担額に変更はない。

- ・ A事業所は過誤申立を行い、正しい内容に変更した請求明細書等と上限額管理結
果票を送付して再請求を行う。
- ・ B事業所は処理の必要無し。

例2) B事業所に総費用額の変更が生じたが、利用者負担額に変更はない。

- ・ B事業所は過誤申立を行い、正しい内容に変更した請求明細書等を送付して再請
求を行う。
- ・ A事業所は上限額管理結果票のB事業所に関する項目を変更し、情報作成区分「修
正」で上限額管理結果票のみを送付する。

例3) A事業所に総費用額の変更が生じ、利用者負担額にも変更が生じた（B事業所の利用
者負担額が変更になった）

- ・ A事業所は過誤申立を行い、正しい内容に変更した請求明細書等と上限額管理結
果票を送付して再請求を行う。
- ・ B事業所は過誤申立を行い、正しい内容に変更した請求明細書等を送付して再請
求を行う。

※きょうだい児の上限額管理を行っているケースで、総費用の変更にともなう過誤
申立てを行う場合も、上限額管理結果票の修正及び障がい福祉課への提出が必要
です。

※利用者負担額の変更が生じた場合は、利用者に対する利用者負担額の差額の徴収
または返金も必ず行ってください。

⑤再請求

請求明細書に実績記録票を添付して送付します。国保連は受付月の通常の請求金額と過誤の
金額を相殺して支払を行います。

(1) 審査内容の拡充に係るエラーコード一覧

令和元年5月審査より追加となっているエラーコード一覧
 メッセージ欄に「★」が付与されているエラーコードは、令和元年11月審査よりエラーへ移行する予定

No	エラーコード	メッセージ(※)
1	EF38	受付:緊急時対応加算に該当する単位数表が存在していません
2	EF39	受付:福祉専門職員等連携加算に該当する単位数表が存在していません
3	EF40	受付:行動障害支援連携加算に該当する単位数表が存在していません
4	EF41	受付:行動障害支援指導連携加算に該当する単位数表が存在していません
5	EF43	受付:事業所内相談支援加算に該当する単位数表が存在していません
6	EF44	受付:体験利用支援加算Ⅰに該当する単位数表が存在していません
7	EF45	受付:体験利用支援加算Ⅱに該当する単位数表が存在していません
8	EL88	★受付:実績記録票の「地域移行加算」を設定している「日付」が「退所日」の翌日以降です
9	EL89	★受付:実績記録票の「自立生活支援加算」を設定している「日付」が「退所日」の翌日以降です
10	EL90	★受付:実績記録票の「保育・教育等移行支援加算・移行後算定日(年月日)」が設定されている場合、「移行日(年月日)」の設定が必要です
11	EL91	★受付:実績記録票の「保育・教育等移行支援加算・移行後算定日(年月日)」が「移行日(年月日)」より前の日付となっています
12	EL92	▲受付:実績記録票の「保育・教育等移行支援加算・移行後算定日(年月日)」と「移行日(年月日)」に同日が設定されています
13	EL93	★受付:実績記録票の「保育・教育等移行支援加算・移行後算定日(年月日)」が「移行日(年月日)」から30日を超えた日付となっています
14	EL94	★受付:実績記録票の「保育・教育等移行支援加算・移行日(年月日)」に「サービス提供年月」の翌月以降の年月が設定されています
15	PK24	※受付:障害児施設台帳の「自己評価結果未公表減算の有無」が「有り」のため、自己評価結果未公表減算の請求が必要です
16	PP84	★支給量:請求明細書のサービス種類に該当する共同生活援助サービス提供実績記録票(様式18-1)が届いていません
17	PP85	▲支給量:請求明細書のサービス種類に該当する共同生活援助サービス提供実績記録票(様式18-1)が一次審査でエラーとなっています

(1) 審査内容の拡充に係るエラーコード一覧

No	エラーコード	メッセージ(※)
18	PP86	★支給量:請求明細書のサービス種類に該当する共同生活援助サービス提供実績記録票(様式18-2)が届いていません
19	PP87	▲支給量:請求明細書のサービス種類に該当する共同生活援助サービス提供実績記録票(様式18-2)が一次審査でエラーとなっております
20	PP88	★支給量:請求明細書のサービス種類に該当する実績記録票が届いていません
21	PP89	▲支給量:請求明細書のサービス種類に該当する実績記録票が受付、または資格審査でエラーとなっております
22	PQ79	▲支給量:経過措置該当サービスのため、実績記録票が届いていません
23	PU80	★受付:実績記録票の提供実績の合計2の「初回加算(回)」が算定可能回数を超えています
24	PW01	★受付:実績記録票の提供実績の合計2の「緊急時対応加算(回)」が算定可能回数を超えています
25	PW02	★受付:実績記録票の提供実績の合計2の「福祉専門職員等連携加算(回)」が算定可能回数を超えています
26	PW04	★受付:実績記録票の提供実績の合計2の「行動障害支援連携加算(回)」が算定可能回数を超えています
27	PW05	★受付:実績記録票の提供実績の合計2の「行動障害支援指導連携加算(回)」が算定可能回数を超えています
28	PW06	★受付:実績記録票の「サービス内容」に「短期入所」以外が設定されている場合、「低所得者利用加算」は設定できません
29	PW07	★受付:体験利用支援加算Ⅰが算定可能回数を超えています
30	PW08	★受付:体験利用支援加算Ⅱが算定可能回数を超えています
31	PW09	★受付:実績記録票の「サービス内容」に「短期入所」以外が設定されている場合、「送迎加算 往」は設定できません
32	PW10	★受付:実績記録票の「サービス内容」に「短期入所」以外が設定されている場合、「送迎加算 復」は設定できません
33	PW11	※受付:体験利用支援加算が算定されている日に基本報酬、または他の加算が算定されています
34	PW18	★受付:実績記録票の「利用人数」に値が設定されていません
35	PW19	※受付:事業所台帳の「施設等の区分」が「日中サービス支援型」以外のため、住居外利用は算定できません
36	PW23	★受付:実績記録票の提供実績の合計の「自立生活支援加算(回)」が算定可能回数を超えています
37	PW24	※受付:実績記録票の「サービス提供の状況」が「外泊」、「入院→外泊」及び「外泊→入院」以外の場合、「体験宿泊支援加算」は算定できません
38	PW26	★受付:実績記録票の提供実績の合計2の「地域移行加算(回)」が算定可能回数を超えています

(1) 審査内容の拡充等に係るエラーコード一覧

No	エラーコード	メッセージ(※)
39	PW27	★受付:実績記録票の緊急時対応加算が設定されている場合、「サービス内容」は身体介護または通院介助(身体介護伴う)であることが必要です
40	PW37	★受付:実績記録票の提供実績の合計2の「事業所内相談支援加算(回)」が算定可能回数を超えています

※エラーへ移行したタイミングで文頭の「★」を除いたメッセージとなる。

(1) 審査内容の拡充等に係るエラーコード一覧

以下に示すエラーコードは審査内容の拡充及び制度改正・報酬改定への対応により、令和元年5月審査（平成31年4月サービス提供分）より新たに追加されたエラーコードで、第二段階での移行を予定。

No	エラーコード	メッセージ(※)
1	EL88	★受付:実績記録票の「地域移行加算」を設定している「日付」が「退所日」の翌日以降です
2	EL89	★受付:実績記録票の「自立生活支援加算」を設定している「日付」が「退所日」の翌日以降です
3	EL90	★受付:実績記録票の「保育・教育等移行支援加算・移行後算定日(年月日)」が設定されている場合、「移行日(年月日)」の設定が必要です
4	EL91	★受付:実績記録票の「保育・教育等移行支援加算・移行後算定日(年月日)」が「移行日(年月日)」より前の日付となっています
5	EL93	★受付:実績記録票の「保育・教育等移行支援加算・移行後算定日(年月日)」が「移行日(年月日)」から30日を超えた日付となっています
6	EL94	★受付:実績記録票の「保育・教育等移行支援加算・移行日(年月日)」に「サービス提供年月」の翌月以降の年月が設定されています
7	PP84	★支給量:請求明細書のサービス種類に該当する共同生活援助サービス提供実績記録票(様式18-1)が届いていません
8	PP86	★支給量:請求明細書のサービス種類に該当する共同生活援助サービス提供実績記録票(様式18-2)が届いていません
9	PP88	★支給量:請求明細書のサービス種類に該当する実績記録票が届いていません
10	PU80	★受付:実績記録票の提供実績の合計2の「初回加算(回)」が算定可能回数を超えています
11	PW01	★受付:実績記録票の提供実績の合計2の「緊急時対応加算(回)」が算定可能回数を超えています
12	PW02	★受付:実績記録票の提供実績の合計2の「福祉専門職員等連携加算(回)」が算定可能回数を超えています
13	PW04	★受付:実績記録票の提供実績の合計2の「行動障害支援連携加算(回)」が算定可能回数を超えています
14	PW05	★受付:実績記録票の提供実績の合計2の「行動障害支援指導連携加算(回)」が算定可能回数を超えています
15	PW06	★受付:実績記録票の「サービス内容」に「短期入所」以外が設定されている場合、「低所得者利用加算」は設定できません
16	PW07	★受付:体験利用支援加算Ⅰが算定可能回数を超えています
17	PW08	★受付:体験利用支援加算Ⅱが算定可能回数を超えています
18	PW09	★受付:実績記録票の「サービス内容」に「短期入所」以外が設定されている場合、「送迎加算 往」は設定できません

(1) 審査内容の拡充等に係るエラーコード一覧

No	エラーコード	メッセージ(※)
19	PW10	★受付:実績記録票の「サービス内容」に「短期入所」以外が設定されている場合、「送迎加算 復」は設定できません
20	PW18	★受付:実績記録票の「利用人数」に値が設定されていません
21	PW23	★受付:実績記録票の提供実績の合計の「自立生活支援加算(回)」が算定可能回数を超えています
22	PW26	★受付:実績記録票の提供実績の合計2の「地域移行加算(回)」が算定可能回数を超えています
23	PW27	★受付:実績記録票の緊急時対応加算が設定されている場合、「サービス内容」は身体介護または通院介助(身体介護伴う)である必要があります
24	PW37	★受付:実績記録票の提供実績の合計2の「事業所内相談支援加算(回)」が算定可能回数を超えています

※「エラー」へ移行した後は、文頭の「★」を除いたメッセージとなる。

(2) 第二段階（令和元年11月予定）の移行対象エラーコード（案）一覧

第二段階（令和元年11月予定）の移行対象エラーコード（案）メッセージ欄に「★」を付与した令和元年5月審査時点のエラーメッセージを記載している。

No	エラーコード	メッセージ(※1)
1	EE28	★受付：事業所台帳に利用日数特例情報が登録されていません
2	EE43	★受付：事業所台帳に請求明細書の日中支援加算欄の「指定事業所番号」に該当する事業所が登録されていません
3	EE46	★受付：請求額集計欄の「給付率」に市町村の定める地域生活支援単位数と異なる値が設定されています
4	EE47	★受付：事業所台帳の事業者負担減免届出が「免除」の場合、「事業者減免額」は「上限月額調整」と一致する必要があります
5	EE49	★受付：「単位数」が市町村の定める地域生活支援単位数を超えています
6	EE50	★受付：請求明細書の請求額集計欄の「単位数単価」が10円ではありません
7	EE84	★受付：入院時支援特別加算に該当する単位数表が存在していません
8	EE85	★受付：家庭連携加算に該当する単位数表が存在していません
9	EE86	★受付：訪問支援特別加算に該当する単位数表が存在していません
10	EE87	★受付：帰宅時支援加算に該当する単位数表が存在していません
11	EE88	★受付：入院・外泊加算に該当する単位数表が存在していません
12	EE93	★受付：欠席時対応加算に該当する単位数表が存在していません
13	EF19	★受付：事業所台帳に「指定有効開始年月日」及び「指定有効終了年月日」の情報が登録されていません
14	EF22	★受付：障害児施設台帳に「指定有効開始年月日」及び「指定有効終了年月日」の情報が登録されていません
15	EF42	★受付：継続障害児支援利用援助費が算定されていないため、サービス担当者会議実施加算は算定できません
16	EF48	★受付：初回加算と退院・退所加算は同月に算定できません
17	EF49	★受付：初回加算と医療・保育・教育機関等連携加算は同月に算定できません

(2) 第二段階（令和元年11月予定）の移行対象エラーコード（案）一覧

No	エラーコード	メッセージ(※1)
18	EF50	★受付：障害児支援利用援助費が算定されていないため、医療・保育・教育機関等連携加算は算定できません
19	EF51	★受付：入院時情報連携加算Ⅰと入院時情報連携加算Ⅱは同月に算定できません
20	EF52	★受付：特定事業所加算Ⅰ、特定事業所加算Ⅱ、特定事業所加算Ⅲ、特定事業所加算Ⅳは同月に算定できません
21	EF53	★受付：サービス利用支援費が算定されていないため、初回加算は算定できません
22	EF54	★受付：障害児支援利用援助費が算定されていないため、退院・退所加算は算定できません
23	EF55	★受付：サービス利用支援費が算定されていないため、退院・退所加算は算定できません
24	EF57	★受付：サービス利用支援費が算定されていないため、医療・保育・教育機関等連携加算は算定できません
25	EF58	★受付：継続サービス利用支援費が算定されていないため、サービス担当者会議実施加算は算定できません
26	EF60	★受付：障害児支援利用援助費が算定されていないため、初回加算は算定できません
27	EG14	★資格：請求明細書の「特定入所障害児食費等給付費・算定日額」が障害児支援受給者台帳の補足給付情報「補足給付額(日額)」を超えています
28	EG29	★資格：上限額管理対象外受給者の請求明細書において上限額管理事業所の「管理結果」に値が設定されています
29	EG30	★資格：請求明細書の特定障害者特別給付費の「算定日額」が受給者台帳の補足給付情報「補足給付額(日額)」を超えています
30	EG32	★資格：実績記録票の補足給付関係情報の「補足給付額(円/日)」が受給者台帳の補足給付情報「補足給付額(日額)」を超えています
31	EG66	★資格：重度包括の単位数単価が単価表に存在しません
32	EG67	★資格：実績記録票の補足給付関係情報の「補足給付額(日額)」が受給者台帳の補足給付情報「補足給付額(円/日)」を超えています
33	EG70	★資格：受給者台帳に特定障害者特別給付費対象者の支給決定が登録されていないため、特定障害者特別給付費は算定できません
34	EG71	★資格：受給者台帳の特定障害者特別給付費対象者の支給決定が有効期間外のため、特定障害者特別給付費は算定できません
35	EG87	★資格：請求明細書の「障害支援区分」が受給者台帳の「障害支援区分」と一致していません
36	EL06	★受付：「契約終了年月日」が設定されている場合、「サービス提供年月」は契約有効期間内または30日以内の年月である必要があります
37	EN02	★資格：受給者台帳の上限額管理情報の「上限額管理有無」が「無し」の場合、請求明細書の上限額管理事業所の「管理結果額」は設定できません
38	EQ21	★受付：送迎加算(一定の条件)の「回数」の合計が送迎加算(障害児(重症心身障害児を除く)の場合)の「回数」の合計を超えています

(2) 第二段階（令和元年11月予定）の移行対象エラーコード（案）一覧

No	エラーコード	メッセージ(※1)
39	EQ22	★受付：保育職員加配加算（一定の条件を満たす場合）の「回数」の合計が保育職員加配加算の「回数」の合計を超えています
40	EQ23	★受付：心理担当職員配置加算（公認心理師の場合）の「回数」の合計が心理担当職員配置加算の「回数」の合計を超えています
41	EQ24	★受付：特定事業所加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
42	EQ43	★受付：体験利用支援加算（地域生活支援拠点等の場合）の「回数」の合計が体験利用支援加算の「回数」の合計を超えています
43	EQ44	★受付：体験利用加算（地域生活支援拠点等の場合）の「回数」の合計が体験利用加算の「回数」の合計を超えています
44	EQ45	★受付：体験宿泊加算（地域生活支援拠点等の場合）の「回数」の合計が体験宿泊加算の「回数」の合計を超えています
45	EQ47	★受付：行動障害支援体制加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
46	EQ48	★受付：要医療児者支援体制加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
47	EQ49	★受付：精神障害者支援体制加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
48	PA40	★資格：受給者台帳の上限額管理情報の登録内容に該当する利用者負担上限額管理加算の請求ではない、または請求明細書の「管理結果」が不正です
49	PA56	★資格：受給者台帳の「旧法障害程度区分」の登録内容に該当する請求ではありません
50	PB07	★受付：事業所台帳の「福祉・介護職員処遇改善加算の有無」が「無し」のため、福祉・介護職員処遇改善加算は算定できません
51	PB08	★受付：事業所台帳の「福祉・介護職員処遇改善特別加算の有無」が「無し」のため、福祉・介護職員処遇改善特別加算は算定できません
52	PB44	★資格：受給者が65歳以上ではない、または受給者台帳の「障害支援区分」が「区分4」以上ではありません
53	PB45	★受付：受託居宅介護サービス費を請求する場合、外部サービス利用型共同生活援助サービス費の請求が必要です
54	PJ25	★資格：受給者台帳の上限額管理情報の登録内容に該当する利用者負担上限額管理加算の請求ではない、または請求明細書の「管理結果」が不正です
55	PJ50	★受付：障害児施設台帳の重度知的障害児収容棟設置、または肢体不自由児施設重度病棟設置が「無し」のため重度障害児支援加算は算定できません
56	PJ56	★受付：障害児施設台帳の「福祉・介護職員処遇改善加算の有無」が「無し」のため、福祉・介護職員処遇改善加算は算定できません
57	PJ57	★受付：障害児施設台帳の「福祉・介護職員処遇改善特別加算の有無」が「無し」のため、福祉・介護職員処遇改善特別加算は算定できません
58	PP67	★支給量：実績記録票の「退居日」の翌日以降に受託居宅介護サービス費は算定できません
59	PP72	★支給量：算定されたサービスコードの請求明細書の「回数」の合計が決定支給期間中の算定可能回数を超えています

(2) 第二段階（令和元年11月予定）の移行対象エラーコード（案）一覧

No	エラーコード	メッセージ(※1)
60	PQ38	★支給量：請求明細書の緊急時対応加算の「回数」の合計が実績記録票の「緊急時対応加算(回)」を超えています
61	PQ39	★支給量：請求明細書の初回加算の「回数」の合計が実績記録票の「初回加算(回)」を超えています
62	PQ40	★支給量：請求明細書の福祉専門職員等連携加算の「回数」の合計が実績記録票の「福祉専門職員等連携加算(回)」を超えています
63	PQ41	★支給量：請求明細書の行動障害支援指導連携加算の「回数」の合計が実績記録票の「行動障害支援指導連携加算(回)」を超えています
64	PQ42	★支給量：請求明細書の医療連携体制加算Ⅰ(短期入所)の「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算Ⅰの算定回数を超えています
65	PQ43	★支給量：請求明細書の医療連携体制加算Ⅱ(短期入所)の「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算Ⅱの算定回数を超えています
66	PQ44	★支給量：請求明細書の医療連携体制加算Ⅳ(短期入所)の「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算Ⅳの算定回数を超えています
67	PQ45	★支給量：請求明細書の医療連携体制加算Ⅴ(短期入所)の「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算Ⅴの算定回数を超えています
68	PQ46	★支給量：請求明細書の医療連携体制加算Ⅵ(短期入所)の「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算Ⅵの算定回数を超えています
69	PQ47	★支給量：請求明細書の医療連携体制加算Ⅰ(共同生活援助)の「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算Ⅰの算定回数を超えています
70	PQ48	★支給量：請求明細書の医療連携体制加算Ⅱ(共同生活援助)の「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算Ⅱの算定回数を超えています
71	PQ49	★支給量：請求明細書の医療連携体制加算Ⅳ(共同生活援助)の「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算Ⅳの算定回数を超えています
72	PQ50	★支給量：請求明細書の医療連携体制加算Ⅰの「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算Ⅰの算定回数を超えています
73	PQ51	★支給量：請求明細書の医療連携体制加算Ⅱの「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算Ⅱの算定回数を超えています
74	PQ52	★支給量：請求明細書の医療連携体制加算Ⅳの「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算Ⅳの算定回数を超えています
75	PQ53	★支給量：請求明細書の医療連携体制加算Ⅴの「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算Ⅴの算定回数を超えています
76	PQ54	★支給量：請求明細書の医療連携体制加算Ⅵの「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算Ⅵの算定回数を超えています
77	PQ55	★支給量：請求明細書の医療連携体制加算Ⅶの「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算Ⅶの算定回数を超えています
78	PQ56	★支給量：請求明細書の「サービス提供年月」が実績記録票の「保育・教育等移行支援加算・移行後算定日(年月日)」の年と一致していません
79	PQ57	★支給量：請求明細書の事業所内相談支援加算の「回数」の合計が実績記録票の「事業所内相談支援加算(回)」を超えています
80	PQ58	★支給量：請求明細書の低所得者利用加算の「回数」の合計が実績記録票の「低所得者利用加算(回)」を超えています

(2) 第二段階（令和元年11月予定）の移行対象エラーコード（案）一覧

No	エラーコード	メッセージ(※1)
81	PQ60	★支給量:請求明細書の緊急短期入所受入加算の「回数」の合計が実績記録票の「緊急短期入所受入加算(回)」を超えています
82	PQ62	★支給量:請求明細書の単独型加算(長時間)の「回数」の合計が実績記録票の「単独型加算(一定の条件)(回)」を超えています
83	PQ63	★支給量:請求明細書の重度障害者支援加算(一定の条件)の「回数」の合計が実績記録票の「重度障害者支援加算(回)」を超えています
84	PQ64	★支給量:請求明細書の定員超過特例加算の「回数」の合計が実績記録票の「定員超過特例加算(回)」を超えています
85	PQ67	★支給量:請求明細書の体験宿泊支援加算の「回数」の合計が実績記録票の「体験宿泊支援加算(回)」を超えています
86	PQ68	★支給量:請求明細書の通勤訓練加算の「回数」の合計が実績記録票の「通勤訓練加算(回)」を超えています
87	PQ70	★支給量:就労定着支援サービスの基本報酬を算定する場合、実績記録票の「合計 算定日数(日)」は「1」以上である必要があります
88	PQ72	★支給量:特別地域加算を算定する場合、実績記録票の「特別地域加算(回)」は「1」以上である必要があります
89	PQ73	★支給量:自立生活援助サービスの基本報酬を算定する場合、実績記録票の「合計 算定日数(日)」は「2」以上である必要があります
90	PQ74	★支給量:同行支援加算を算定する場合、実績記録票の「同行支援(回)」は「1」以上である必要があります
91	PQ77	★支給量:請求明細書の行動障害支援連携加算の「回数」の合計が実績記録票の「行動障害支援連携加算(回)」を超えています
92	PQ78	★支給量:請求明細書の送迎加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「実績 送迎加算(回)」を超えています
93	PS81	★受付:実績記録票の重度包括の「加算後単位数」が「基本単位数」に「加算」の割合を乗じた単位数と一致していません
94	PS82	★受付:実績記録票の重度包括の「単位数」が「加算後単位数」と「派遣人数」から算出した値と一致していません
95	PS84	★受付:重度包括の実績記録票の「サービス内容」に同一日付で「短期入所」、または「共同生活援助」の明細が2件以上存在しています
96	PT32	★受付:実績記録票の重度包括の「基本単位数」が「適用単価」から算出した単位数と一致していません
97	PT87	★受付:実績記録票の「サービス内容」が共同生活介護、共同生活援助及び短期入所以外の場合、「開始時間」の設定が必要です
98	PT88	★受付:実績記録票の「サービス内容」が共同生活介護、共同生活援助及び短期入所以外の場合、「終了時間」の設定が必要です
99	PU12	★受付:提供実績の合計の「施設外支援 累計(日/180日)」が180日を超えています ※2
100	PU14	★受付:実績記録票の「サービス内容」と「重度包括・加算」の関係が不正です
101	PU51	★受付:実績記録票の「サービス内容」に、同一サービス提供時間で重複できないサービスが設定されています ※3

(2) 第二段階（令和元年11月予定）の移行対象エラーコード（案）一覧

No	エラーコード	メッセージ(※1)
102	PU61	★受付:「算定時間数」が同じ「提供通番」の最終行に設定されていません
103	PU62	★受付:同じ「提供通番」で「開始時間」が同じ明細が存在しています
104	PU63	★受付:「算定時間数」が同じ「提供通番」及び「日付」の最終行に設定されていません
105	PU64	★受付:同じ「提供通番」及び「日付」で「開始時間」が同じ明細が存在しています
106	PU96	★受付:同じ「日付」で最初の1時間の「算定時間数」が1時間と一致していません
107	PU97	★受付:同じ「日付」で「開始時間」が同じ明細が存在しています

※1 エラーへ移行したタイミングで文頭の「★」を除いたメッセージとなる。

※2 No99のPU12については、機械的にエラーと判断できることが判明したため、警告（重度）からエラーへ変更を行う。

※3 No101のPU51については、複数事業所間のチェックではなく、単一事業所の実績記録票内のチェックとなるため、警告（重度）からエラーへ変更を行う。

市町村返戻一覧表

※受給者証の通りに請求して返戻になった場合は、担当区役所にお問い合わせください。
 ※この一覧表は、すべての警告コードについて記載しているわけではありません。

コード	内部コード	対 処	電子請求受付システムの画面
EE26		請求サービスコードに対応する決定サービスコードが支給決定サービスコードと一致することを確認し、契約内容情報に登録する。	基本情報
EG26		▲資格：請求情報の利用者負担上限月額が受給者台帳の「利用者負担上限月額」と一致していません	基本情報
EG28		※資格：請求明細書の「契約支給量」が受給者台帳の「決定支給量」を超えています	基本情報
EN09		※資格：請求明細書のサービス提供量が「契約支給量」を超えています	基本情報
PP40		※支給量：請求明細書のサービス提供量が「契約支給量」を超えています	基本情報
EG29		※資格：上限額管理対象外受給者の請求明細書において上限額管理事業所の「管理結果」に値が設定されています	請求明細書
EJ28		※資格：請求明細書の「契約支給量」が受給者台帳の「決定支給量」を超えています	上限額管理結果票
EJ98		※受付：請求明細書の「管理結果」が「1」の場合、「管理結果額」が「利用者負担上限月額①」未満の請求はできません	請求明細書
EN02		※資格：受給者台帳の上限額管理情報の「上限額管理有無」が「無し」の場合、請求明細書の上限額管理事業所の「管理結果額」は設定できません	請求明細書
PP01		※支給量：上限額管理結果が上限額管理結果票と明細書で不一致	請求明細書
PP02		※支給量：利用者負担額が上限額管理結果票と明細書で不一致	上限額管理結果票 請求明細書
PP08		支給量：上限額管理結果票に存在しない事業所の請求明細書があります（エラー）	上限額管理結果票
PP09		※支給量：総費用額が上限額管理結果票と明細書で不一致	上限額管理結果票 請求明細書
PP12		※支給量：管理結果利用者負担が管理結果票と明細書で不一致	上限額管理結果票 請求明細書
PP20		※支給量：明細書に該当する上限額管理結果票が届いていません	上限額管理結果票
PA40		※資格：受給者台帳の上限額管理情報の登録内容に該当する利用者負担上限額管理加算の請求ではない、または請求明細書の「管理結果」が不正です	基本情報
EG27		※資格：請求明細書のサービス提供量が受給者台帳の「決定支給量」を超えています	請求明細書
EG38		※資格：実績記録票のサービス実績量が受給者台帳の「決定支給量」を超えています	実績記録票
EG40		※資格：実績記録票の「算定時間数」が受給者台帳の「1回当たりの最大提供量」を超えています	請求明細書・実績

市町村返戻一覧表

※受給者証の通りに請求して返戻になった場合は、担当区役所にお問い合わせください。
 ※この一覧表は、すべての警告コードについて記載しているわけではありません。

コード	内部コード	対 処	電子請求受付システムの画面
E687	障害支援区分の「障害支援区分」が受給者台帳の「障害支援区分」と一致していません	障害支援区分を受給者証で確認し、請求明細のサービスコードを修正する	基本情報
EJ29	★受付：日数情報の「サービス開始日等・利用日数」が請求額集計欄の「サービス利用日数」の合計を超えています	実績記録票の算定日数<請求明細の利用日数 正しく修正する	請求明細書
EL08	※資格：請求明細書のサービス開始日等の「利用日数」が受給者台帳の「決定支給量」を超えています	決定支給量を受給者証で確認し、請求明細の利用日数を修正する (実績記録票とも一致させること)	請求明細書
EL09	★受付：相談支援給付費請求書の「モニタリング日」が「サービス提供年月」と一致していません	モニタリング日の年月とサービス提供年月は一致させること。(計画案作成の段階では、請求できない。)	請求明細書
PA41	※資格：受給者台帳に提供年月時点で有効な食事提供体制加算情報が登録されていない、または「食事提供体制加算対象者有無」が「無し」です	受給者証で食事提供体制加算が有効期間内であることを確認し、実績記録票を修正する	基本情報
PA56	※資格：受給者台帳の「旧法障害程度区分」の登録内容に該当する請求ではありません	受給者証で旧法障害程度区分を確認し、区分に応じたサービスコードに請求明細を修正する	基本情報
PA72	▲受付：初回加算を算定する場合、サービス開始年月日の年月がサービス提供年月と同月であることが必要です	居宅サービスの提供が2ヶ月間空いていないときは算定できない。サービスコードを請求明細から削除する	請求明細書
PB12	※受付：事業所台帳の「特定事業所加算区分」の登録内容に該当する喀痰吸引等支援体制加算の請求はありません	算定要件を満たしていないか、特定事業所加算と同時に請求した。請求明細からサービスコードを削除する。	請求明細書
PB35	※資格：受給者台帳の「障害支援区分」の登録内容に該当する請求ではありません	受給者証で障害支援区分を確認し、区分に応じたサービスコードに請求明細を修正する。	基本情報
PP03	※支給量：請求明細書のサービス提供量が実績記録票の算定時間数の合計と一致していません	実績記録票と明細書の時間数を一致させる。	実績記録票・請求明細書
PP04	※支給量：請求明細書のサービス提供量の合計及び「契約支給量」の合計が受給者台帳の「決定支給量」を超えています		請求明細書
PP05	※支給量：請求明細書のサービス提供量の合計が受給者台帳の「決定支給量」を超えており、かつサービス提供量が「契約支給量」を超えています	複数事業所でサービス提供を行った場合は、その合計が決定支給量を超えてはならない。 全事業所を返戻する。	請求明細書
PP06	※支給量：請求明細書のサービス提供量の合計が受給者台帳の「決定支給量」を超えており、かつサービス提供量は「契約支給量」を超えています		請求明細書
PP15	※支給量：明細書のサービスに該当する実績記録票がありません	実績記録票を送信していないか、実績記録票が国保連でエラーになっている。 上限経理加算等の加算のみ請求の場合は、実績記録票は送付しない。	実績記録票
PP22	★支給量：請求明細書の食事提供加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「食事提供加算(回)」と一致していません	食事提供加算の回数を実績記録票と明細書で一致させる。	実績記録票・請求明細書
PP57	※支給量：請求明細書の緊急時支援の「回数」の合計が実績記録票の緊急時支援の算定回数の合計と一致していません	緊急時支援の回数を実績記録票と明細書で一致させる。	実績記録票・請求明細書
PU49	※受付：同じ「提供通番」及び「日付」で「算定時間数」が「開始時間」と「終了時間」から算出した時間数を満たしていない明細が存在しています	主に、過大請求となっているものについて、返戻。 実績記録票の提供通番、開始、終了時間と算定時間数の設定を確認し、誤りを修正する。	実績記録票・請求明細書
PU62	※受付：同じ「提供通番」で「開始時間」と「終了時間」から算出した時間数を満たしていない明細が存在しています		実績記録票・請求明細書
PU60	※受付：「算定時間数」が「開始時間」と「終了時間」から算出した時間数を満たしていない明細が存在しています		実績記録票・請求明細書
PU96	※受付：同じ「日付」で最初の1時間の「算定時間数」が1時間と一致していません		実績記録票・請求明細書
PQ20	▲支給量：請求明細書の「決定利用者負担額」を合計した値が受給者台帳の「利用者負担上限月額」を超えています	全事業所で「決定利用者負担額」を「利用者負担上限月額」に調整して、再請求する。再請求の方法は、障がい者が在宅支援課に確認すること。	請求明細書